

一宮市学校教育推進プランについて

一宮市学校教育推進プランについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年1月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市学校教育推進プランを定めるため、本案を提出します。

令和6年度～令和8年度

一宮市学校教育推進プラン

一宮市教育委員会

I 基本理念

変化が激しく予測困難な時代においては、子どもたち一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重できることが大切です。そして、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

また、子どもたち一人一人の自立に向けた教育活動全体を通して、ウェルビーイング[※]を向上させていくことも重要です。

そのために必要となるのは、「確かな学力(知)」「豊かな心(徳)」「健やかな体(体)」です。そして、他者とともに学び生活する学校の強みを生かしながら、この三つを相互に関連付けて育成することが大切です。

また、これらの力の育成の基盤として家庭や地域と連携・協働しながら「信頼される学校づくり」を進める必要があります。

一宮市は、めざす子ども像を『未来を拓く子ども』とし、その子どもの育成のために4つのプランからなる令和6年度～8年度「一宮市学校教育推進プラン」を策定しました。

教育委員会および各学校はこのプランをもとに、具体的な行動目標を示し、評価を加えながらその実現をめざします。

※ ウェルビーイング…身体的・精神的・社会的に良い状態であること

II めざす子ども像

「未来を拓く子ども」



「未来を拓く子ども」とは

他者とともに学び生活する学校の強み

- 知** 【確かな学力を身につけた子ども】 **Plan1 確かな学力 育成プラン** ←
 個性を生かし、目標に向かって、他者と協働して様々な課題を解決していく子ども
- 徳** 【豊かな心をもつ子ども】 **Plan2 豊かな心 育成プラン** ←
 自他のよさや可能性に気づき、他者とともによりよく生きていく子ども
- 体** 【健やかな体を備えた子ども】 **Plan3 健やかな体 育成プラン** ←
 規則正しい生活習慣を身につけるとともに、健康で安全な生活を送る基礎を備えた子ども

「未来を拓く子ども」を育成するための基盤づくり

【信頼される学校づくり】

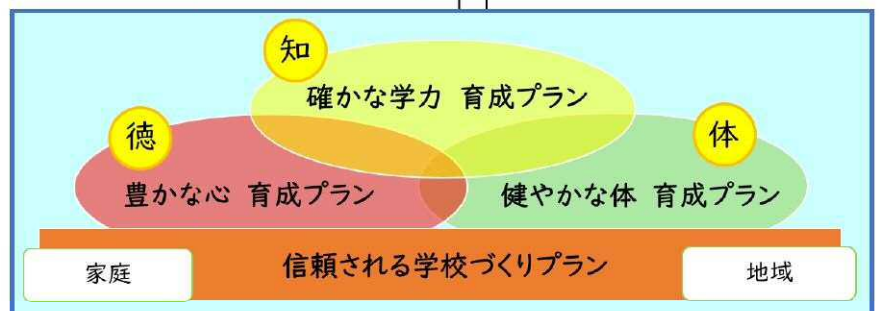
家庭や地域と連携・協働し、子どもの意欲を高め、教職員にとって働きがいのある学校づくり

Plan4 信頼される学校づくりプラン

めざす子ども像 「未来を拓く子ども」

各学校の教育目標・教育方針(実践と評価)

一宮市学校教育推進プラン



Ⅲ 4つのプランを実現するための具体的な取組

Plan 1 確かな学力 育成プラン

確かな学力を身につけるためには、個性を生かし、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが大切です。

発達段階に応じた基礎的・基本的な知識及び技能、課題を解決していく思考力・判断力・表現力等、多様な他者と協働しながら学ぶ態度を、子どもたちが身につけられるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進するとともに、個別最適な学びと協働的な学びの充実にに向けたICTの効果的な活用をすすめます。

子どもたち一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばし、集団の一員として他者とともに学ぶ喜びを実感できる授業を実現し、ウェルビーイングの向上を図ります。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をすすめます

学校が共通に取り組む目標

- 1 「わかる・できる・身につく」授業づくりをすすめます
- 2 言語活動を充実させた協働的な授業づくりをすすめます
- 3 ICTの効果的な活用をすすめます

【各校の取組例】

- (1) 学習ルール・マナー、基礎基本の定着
- (2) 読解力向上のための取組
- (3) 言語活動の充実
- (4) 対話・協働を重視した授業づくり
- (5) ふりかえりや定着のための時間確保
- (6) ICT機器・学習者用PC・デジタル教材等の効果的な活用
- (7) 地域を活用した体験学習 等



プラン実現のための主な施策

- | | | |
|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 1 学習指導法・評価研究委員会 | 7 新聞活用 | 13 GIGA スクール構想推進事業 |
| 2 授業力向上のための各種研修会 | 8 副読本購入補助事業 | 14 少人数学級編制<国・県> |
| 3 現職教育推進校指定 | 9 副教材作成事業 | 15 少人数指導教員・非常勤講師配置事業
<県・市> |
| 4 学習チューター事業 | 10 ALTの配置事業 | |
| 5 ICT機器・学習者用PC等の整備 | 11 小学校英語指導専科教員加配<県> | |
| 6 教科等指導員の活用 | 12 情報教育研究委員会 | |

2

一人一人に応じた、適切な支援と指導の充実を図り、自己の可能性を伸ばす力を育てます

学校が共通に取り組む目標

- 1 一人一人に応じた個別支援・指導を充実させます
- 2 特別支援学級や通級指導教室等、多様な学びの場を充実させます
- 3 日本語指導が必要な児童生徒等への支援を充実させます

【各校の取組例】

- (1) ICT 機器・学習者用 PC の効果的な活用
- (2) ユニバーサルデザインの考えに基づく学級づくり・授業づくり
- (3) 校内教育支援委員会や特別支援教育校内委員会の開催
- (4) 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成と活用
- (5) 事例検討会・研修会の開催
- (6) 通級指導教室の活用
- (7) 特別支援協力員、日本語指導員との連携 等



プラン実現のための主な施策

- | | | |
|-------------------------------|----------------------|----------------|
| 1 教育支援委員会
※就学時健康診断、就学教育相談会 | 6 言語訓練の実施 | 12 特別支援教育連携協議会 |
| 2 教育相談会(6月~9月) | 7 通級指導教室の設置<県> | 13 特別支援教育推進委員会 |
| 3 特別支援学級担当者会 | 8 特別支援協力員配置事業 | 14 日本語指導員巡回事業 |
| 4 ふれあい交流活動 | 9 医療的ケアのための看護師配置事業 | |
| 5 手をつなぐ子らの教育展 | 10 教育アドバイザーによる相談 | |
| | 11 特別支援教育巡回相談事業<県・市> | |

3

自分らしい生き方を実現するための力を育てます

学校が共通に取り組む目標

自己のよりよい生き方を考える学習を充実させます

【各校の取組例】

- (1) 職場体験学習、職場見学を実施、勤労奉仕体験の実施
- (2) キャリア教育ノート<県>の活用 等

プラン実現のための主な施策

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| 1 魅力あるあいちキャリアプロジェクト(全中学校)<県> | 3 夢トーク<いちのみや夢人材育成事業> |
| 2 中学生未来リーダー育成塾 <いちのみや夢人材育成事業> | |

Plan 2 豊かな心 育成プラン

学校は、他者とのかかわりの中で、やさしさや思いやりなどの一人一人のよさを伸ばしていく教育が求められています。そして、何より子どもたちに**自他の命を大切に**する心を育むことが必要です。そのためには、子どもたちが、**笑顔で生活できる学校・学級づくり**や、**安心して過ごし充実感を得られるような心の居場所づくり**が重要です。

また、教育活動全体を通して、集団の中で、子どもたちに、他者から認められた、自分は役に立っているという「**自己有用感**」と、「**自己肯定感**」を**バランスよく高める**とともに、他者と良好な関係を築いていくために必要な「**協働性**」や「**利他性**」、「**多様性への理解**」等を育み、一人一人のウェルビーイングの向上を図ります。

1 笑顔で生活できる学校・学級づくりや心の居場所づくりをすすめます

学校が共通に取り組む目標

- 1 一人一人を大切にした教育をすすめます
- 2 様々な集団の中で、互いを認め合い尊重し合う教育をすすめます
- 3 いじめの未然防止と早期発見、早期対応への取組をすすめます
- 4 不登校の未然防止と不登校児童生徒への支援をすすめます

【各校の取組例】

- (1) 教育活動全体を通じた子どもたちへの肯定的な声かけ
- (2) 子ども同士が活躍を認め合える場の設定
- (3) 話し合い活動を中心とした自治活動の推進
- (4) Q-Uの結果を生かした学級づくり
- (5) 心のアンケートなどを用いた子どもたちの困り感を早期につかむ取組
- (6) ピア・サポートなど児童生徒の相互支援を促す活動の実施 等



プラン実現のための主な施策

- 1 学級生活調査(Q-U)の実施と活用(小学校4～6年・中学校全学年)
- 2 学級経営委員会
- 3 いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策推進委員会、いじめ等対策主任者会
- 4 不登校対策協議会、不登校対策推進委員会、不登校対策主任者会
- 5 不登校対応非常勤講師加配
- 6 スクールカウンセラー配置事業(県・市)、心の教室相談員配置事業(全中学校)
- 7 スクールソーシャルワーカーの配置
- 8 教育アドバイザー(市教育センター)の配置、サンフレンズ相談員(市教育支援センター)の配置
- 9 市内4か所の教育支援センターによる支援
- 10 サポートルーム設置、サポートルーム支援員配置
- 11 小中合同生徒指導主事・主任者会(市サポートチーム会議)、中学校生徒指導主事者会

2 自己有用感・自己肯定感を高め、自他の命を大切にする心の教育をすすめます

学校が共通に取り組む目標

- 1 道徳科を中心に、子どもが自己の生き方について考えを深める道徳教育をすすめ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます
- 2 人権教育・福祉教育・情報モラル教育などを通して、互いを認め合い尊重し合う心を育みます

【各校の取組例】

- (1) 道徳科の授業の充実
- (2) 教育活動全体を通じた道徳教育
- (3) 福祉実践教室の開催(車いすや手話、点字などの体験活動の実施) 等

プラン実現のための主な施策

- 1 道徳教育推進教師を中心とした道徳教育
- 2 道徳主任者会
- 3 社会福祉推進校(全小中学校)〈市社会福祉協議会〉
- 4 ボランティア福祉体験学習(中学校)〈市社会福祉協議会〉



3 豊かな感性を育てます

学校が共通に取り組む目標

- 1 本好きな子どもの育成をめざし、多様な読書活動を展開します
- 2 感動を味わえる体験活動を充実させます
- 3 環境教育を推進し、充実を図ります
- 4 一宮市の伝統や文化、日本の文化・歴史、諸外国の文化などに対する理解を深めます

【各校の取組例】

- (1) 図書館利用指導の充実や読書活動の推進
- (2) 学習発表会や合唱コンクールなどの実施
- (3) 音楽鑑賞会や観劇会などの開催
- (4) SDGs と関連づけた活動
- (5) 地域の方々を講師とした伝統芸能の体験
- (6) 国際交流員の活用 等

プラン実現のための主な施策

- 1 学校図書館司書派遣事業(全小中学校)
- 2 子ども作品展
- 3 消防音楽隊の訪問演奏
- 4 ふれあいコンサート(消防音楽隊との合同演奏会)
- 5 ふれあい・潤い空間づくり推進活動
〈魅力あふれる学校づくり推進事業〉

Plan3 健やかな体 育成プラン

生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、**体を動かすことの楽しさや喜びを得ることが大切です**。そこで、子どもたちが、運動の価値や意義について理解できるよう、学校・地域において運動する機会の充実に取り組みます。また、子どもの健やかな成長のために**望ましい生活習慣を身につけることができるよう**、学校・家庭・地域が連携しながら、健康に関する取組をすすめます。

自らの命を守り、安全な生活を実現するために、子どもたち一人一人が**安全意識を高め、実際に行動できる力を身につけることが重要**です。生活における安全確保に必要なことを実践的に理解できるよう安全教育をすすめます。

運動に親しみ、健康で安全な生活を送る基礎を育み、子どもたち一人一人のウェルビーイングの向上を図ります。

1 生涯にわたって運動に親しむために、指導の充実に図ります

学校が共通に取り組む目標

● 体育の授業や体育的行事などの運動に親しむ機会の充実に図ります

● 【各校の取組例】

- (1) 体づくり運動、運動会・体育祭、なわとび大会、持久走大会
- (2) 体ほぐしの運動、体の動きを高める運動、全校で取り組む体力づくりメニューの作成・活用 等

プラン実現のための主な施策

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1 一宮市部活動地域移行検討協議会 | 5 体カテスト、水泳能力検定 |
| 2 休日部活動地域移行いちのみやモデル事業 | 6 運動部活動大会(中学校) |
| 3 部活動外部指導者派遣事業 | 7 体育主任者会 |
| 4 部活動指導員派遣事業 | 8 水泳授業の民間移行に向けた検討協議 |



2 望ましい生活習慣の定着を図ります

学校が共通に取り組む目標

● 児童生徒への指導や、家庭・地域へ協力の呼びかけを行い、「早寝、早起き、朝ごはん」等の望ましい生活習慣の定着を図ります

● 【各校の取組例】

- (1) 養護教諭を中心とした全教職員による保健指導
- (2) 食に関する指導の充実
- (3) 保健だよりや学校ウェブサイトの活用
- (4) 学校保健委員会やPTA等の活用
- (5) スマホ使用の家庭におけるルールづくりの啓発 等

プラン実現のための施策

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1 食育広報誌「やっぱり!!食ばわー」と食育指導資料の配付 | 3 市非常勤養護教諭・巡回非常勤養護教諭派遣事業 |
| 2 栄養教諭による食育動画の作成 | 4 薬物乱用防止教室 |

3

安全な生活を送るために、指導の充実を図ります

学校が共通に取り組む目標

安全意識を高め、実際に行動できる力を身につけさせます

【各校の取組例】

- (1) 危険予知トレーニング (KYT) の実施
- (2) シェイクアウト訓練、避難訓練、不審者対応訓練
- (3) 情報モラル教育
- (4) 熱中症予防講習会 等



プラン実現のための主な施策

- | | | |
|------------------|----------------|-----------------|
| 1 子どもの安全推進委員会 | 3 セルフディフェンス講座 | 5 交通安全教室<市民協働課> |
| 2 市安全教育部会、安全主任者会 | 4 普通救命講習会<消防署> | 6 情報モラル教育の推進 |

Plan4 信頼される学校づくりプラン

「家庭や地域と連携・協働し、子どもの意欲を高め、教職員にとって働きがいのある学校づくり」を通して、信頼される学校づくりをすすめていきます。

学校が、家庭・地域と連携・協働して主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、自主的・自律的な学校運営をすすめていく中で、子どもたちに学ぶ喜びを実感させるとともに、教職員が働きがいを感じられるようにしていきます。そのためには、教職員が子どもの成長を実感することができ、保護者・地域との信頼関係や職場の心理的安全性が保たれていることが重要です。

また、学校は、すべての子どもが安心して学べる教育環境を確保することが不可欠となります。

そのため、本プランでは、教職員の資質・能力の向上、家庭・地域との連携・協働、安全・安心な学校づくり、教職員が子どもたちと向き合うための条件整備を主な重点とし取組をすすめていきます。

1

教職員の資質・能力の向上を図ります

学校が共通に取り組む目標

教職員の自律的かつ継続的な学びを支援する体制づくりをすすめます

【各校の取組例】

- (1) 校内現職教育の充実、年間を通じた計画的な研究の推進
- (2) 各学校の実態・課題に基づいた、学力向上に向けての指導法の研究
- (3) 全国学力・学習状況調査などを評価指標とした PDCA サイクルの確立
- (4) 他校の研究実践から、自校の現職教育の取組に生かすための研究校の視察
- (5) 学級経営、いじめ、不登校の事例研究
- (6) 指導力向上と素養の涵養を目指した研修会の開催、教師同士で学び合う模擬授業の実施 等

プラン実現のための主な施策

- 1 現職教育推進校の指定<魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 校内現職教育を充実させる取組
・研究の進め方についての指導 ・他校の研究実践や公開授業などの情報提供
- 3 市教育センターによる教職員の指導力向上と資質向上のための事業の展開
①教職研修 ②教育研究 ③教育相談 ④教育情報収集・提供
⑤派遣研修 ⑥研修システムの(いつでも!「まなびi」ネット)整備・活用
- 4 教職員評価
- 5 文書管理研究委員会
- 6 学校事務の共同実施
- 7 教育アドバイザーによる相談



2

学校・家庭・地域との連携・協働をすすめます

学校が共通に取り組む目標

- 1 コミュニティ・スクールにおける家庭・地域との連携・協働をすすめます
- 2 児童生徒や地域の実情に合わせて、特色ある学校づくりをすすめます
- 3 学校広報の充実に努めます

【各校の取組例】

- (1) 学校運営協議会の充実
- (2) 小中合同研修会の実施
- (3) 中学教員による小学校訪問授業
- (4) 地域人材の活用
- (5) 栽培体験、伝統芸能体験、異校種交流
- (6) 学校ウェブサイトの充実 等



プラン実現のための主な施策

- 1 コミュニティ・スクール推進学校サポーター事業
<魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 2 スクールソーシャルワーカーの配置
- 3 特色ある学校づくり推進活動(全小中学校)
<魅力あふれる学校づくり推進事業>
- 4 ICT機器・学習者用PC等の教育機器、教育環境の整備
- 5 秋に市内一斉の「学校公開週間」
- 6 学校評価の計画的な実施、結果の公表



3

安全・安心な学校づくりをすすめます

学校が共通に取り組む目標

- 1 施設設備の安全管理、非常時の危機管理体制の整備に努めます
- 2 家庭・地域と連携・協働し、子どもたちの安全確保に努めるなど校内外の安全管理体制の充実を図ります
- 3 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子どもたちが安全・安心に学べる環境づくりをすすめます

【各校の取組例】

- (1) 毎月26日の「事故・けがゼロの日」の安全点検
- (2) 学校危機管理マニュアルの充実
- (3) 避難訓練や大地震に備えた児童生徒の引き渡し訓練
- (4) 毎月12日の「安全を確認する日」
- (5) 熱中症指数の計測
- (6) 救急救命講習会
- (7) エピペン講習会
- (8) 緊急時における ICT を活用した学びの保障 等



プラン実現のための主な施策

- 1 学校訪問での安全指導
- 2 校務主任者会、養護教諭研究会での研修
- 3 不審者などの情報の共有化
- 4 スクールロイヤーによる相談
- 5 通学路交通安全プログラム

4

子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、働き方改革をすすめます

学校が共通に取り組む目標

子どもたちと向き合うための、教職員の働き方改革をすすめます

【各校の取組例】

- (1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進
- (2) 部活動の在り方の見直し
- (3) ICT の活用による業務改善 等

プラン実現のための主な施策

- 1 多忙化解消検討協議会
- 2 スクール・サポート・スタッフ配置事業
- 3 ICT 支援員配置
- 4 休日部活動の地域移行の推進
- 5 部活動指導員の配置

IV 4つのプランの評価指標

「確かな学力 育成プラン」の指標

「授業がよくわかる」と答える子の割合

	「よくわかる」と答える子の割合		「よくわかる」「だいたいわかる」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	48.2%	54%	85.4%	89%
中学校	24.1%	29%	72.4%	77%

「話し合い活動は楽しい」と答える子の割合

	「楽しい」と答える子の割合		「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	58.7%	64%	91.0%	94%
中学校	47.2%	53%	88.7%	92%

「やりたいことや目標をもっている」と答える子の割合

	「もっている」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	89.8%	92%
中学校	80.0%	84%



「豊かな心育成プラン」の指標

「自分にはよいところがある」と答える子の割合

	「ある」と答える子の割合		「ある」「どちらかといえばある」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	46.4%	50%	79.8%	83%
中学校	31.7%	35%	75.3%	78%

「人が困っているときは、助けている」と答える子の割合

	「助けている」と答える子の割合		「助けている」「どちらかといえば助けている」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	62.1%	67%	95.3%	97%
中学校	51.0%	56%	96.0%	97%

「健やかな体育成プラン」の指標

「体を動かすことが好き」と答える子の割合

	「好き」と答える子の割合		「好き」「どちらかといえば好き」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	66.6%	70%	89.6%	91%
中学校	49.8%	53%	79.9%	82%

「『早寝・早起き・朝ごはん』を心がけている」と答える子の割合

	「心がけている」と答える子の割合		「心がけている」「どちらかといえば心がけている」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	52.1%	56%	86.8%	90%
中学校	31.4%	36%	74.7%	78%

「信頼される学校づくりプラン」の指標

「学校が楽しい」と答える子の割合

	「楽しい」と答える子の割合		「楽しい」「どちらかといえば楽しい」と答える子の割合	
	令和5年度現状	令和8年度目標	令和5年度現状	令和8年度目標
小学校	68.8%	76%	94.1%	96%
中学校	56.7%	64%	92.0%	95%



令和6年度全国学力・学習状況調査の参加について

全国学力・学習状況調査の参加について、別紙「令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年1月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市立小中学校の令和6年度全国学力・学習状況調査の参加について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和6年度 全国学力・学習状況調査

調査の主体

文部科学省

調査の方法

別紙「令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」による

本体調査（悉皆調査）

調査の実施日

令和6年4月18日（木）

調査の対象者

小学校 42校 6年生全員

中学校 19校 3年生全員

調査教科

小学校 国語・算数

中学校 国語・数学

経年変化分析調査（抽出調査）

調査の実施日

令和6年5月13日（月）～6月28日（金）で抽出校が実施可能な日

調査の対象者

文部科学省が指定する学校の小学校6年生・中学校3年生

※ 対象となる学校は、文部科学省で抽出の上、実施方法（PBT/CBT）及び実施する教科とともに指定。

調査教科

赤見小学校（算数/CBT） 丹陽小学校（算数/PBT） 丹陽西小学校（国語/PBT）

朝日西小学校（国語/PBT）

南部中学校（英語/CBT） 葉栗中学校（国語/CBT） 浅井中学校（英語/PBT）

西成東部中学校(数学/PBT) 大和南中学校(国語/PBT) 尾西第一中学校(国語/PBT)

保護者に対する調査（抽出調査）

調査の実施日

令和6年5月13日（月）～6月28日（金）で抽出校が実施可能な期間

調査の対象

経年変化分析調査を実施する学校の児童生徒の保護者

※ PBT 実施校の保護者は、冊子を用いた筆記方式で、CBT 実施校の保護者は、オンライン方式で実施。

調査内容

質問調査

令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和5年12月21日
文部科学省

I. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

II. 調査の名称

令和6年度全国学力・学習状況調査

III. 調査の構成

本体調査に加えて、経年変化分析調査及び保護者に対する調査を実施する。

IV. 本体調査

1. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

2. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
 - ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等
- (ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、原則全ての児童生徒を対象に、児童生徒の活用するICT端末を用いたオンラインによる回答方式で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

3. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和6年4月18日木曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し、調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査は、調査日に実施し調査時間は、国語、数学それぞれ50分とする。

(イ) 生徒質問調査は、4月10日水曜日から4月30日火曜日までの間で、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問調査

令和6年4月に実施する。

(3) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

4. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。

- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

5. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相

関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会

① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況

② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

（イ）市町村教育委員会

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

（ウ）学校

① 当該学校全体の状況

- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票
- (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

- ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
 - (ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
 - (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
 - (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
 - (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
 - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

6. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

7. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

- ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学選抜に関して用いることはできないこととする。
- イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
 - (ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
 - (イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者指名し、適切に実施体制を整備すること。
 - (ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。
 - (エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
 - (オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
 - (カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
 - (キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。
- イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。
- ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日金曜日以降4月30日火曜日までに実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

4月10日水曜日以降4月30日火曜日までに実施された児童生徒質問調査は、全体の集計に含めるものとする。また、点字での対応を要する児童生徒のみ、冊子を用いて実施する。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和6年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

V. 経年変化分析調査

1. 調査の目的

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

(1) 文部科学省が調査対象として抽出した、国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 調査の対象としないことを原則とする児童生徒は、IV. 本体調査 1. (2)と同様とする。中学校調査の英語においては、右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、「聞くこと」及び「話すこと」に関する問題の対象としないこととすることができる。

3. 調査事項

全国的な学力の状況について、経年の変化を把握・分析するため、平成25年度、平成28年度及び令和3年度に実施した経年変化分析調査と同様の問題等を用いて、以下の教科に関する調査を実施する。

(1) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(2) 出題範囲は、IV. 本体調査 2. (1) ア (イ)と同様とする。

(3) 出題形式は、IV. 本体調査 2. (1) ア (ウ)と同様とする。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

4. 調査実施方式

国語、算数・数学、英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」はいずれも、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」 (= Paper Based Testing) という。) もしくは児童生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」 (= Computer Based Testing) という。）で実施する。また、英語「話すこと」は、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の実施方式に関わらず、全てCBTで実施する。対象校においては、原則PBTもしくはCBTのいずれか一方の方式で実施するが、どちらの方式で実施するかは、文部科学省が指定する。

5. 調査実施日等

(1) 調査実施日（調査の時間割モデルは別紙6）

調査の実施日は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間中、調査の対象となった学校（以下「対象学校」という。）が実施可能な日とする。

ア 小学校調査

対象学校は、国語又は算数のいずれか1教科を40分で実施する。対象教科は、文部科学省から指定する。

イ 中学校調査

対象学校は、国語、数学又は英語のいずれか1教科を実施する。対象教科は文部科学省から指定する。調査時間は、国語及び数学においては、それぞれ45分とする。

英語においては、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は準備時間等を除き、標準的には5～10分程度で終了する設計とする。また、「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて1時限の中で実施することを基本とする。

(2) 調査実施に関するスケジュール

別紙7のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、IV. 本体調査 4. と同様とする（調査の実施系統図は別紙8・別紙9）。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第17号の規定により、調査の実施は教育委員会の職務権限である。そのため、当該対象学校を設置管理する教育委員会（以下「対象教育委員会」という。）は、調査の実施について、主体性と責任を持って当てることとする。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表する。なお、経年変化分析調査は全国的な学力の状況について経年の変化を把握・分析するものであることから、対象教育委員会及び対象学校に対する調査結果の提供は行わない。

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、全国的な状況に関し、具体的問題内容が明らかにならない範囲で、児童生徒の学力に関する経年変化の分析結果等を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データについて、大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、IV. 本体調査 5. (5) イ (ア)と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

IV. 本体調査 6. と同様とする。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を見守る関係者等、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

IV. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、対象教育委員会及び対象学校の判断により、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

ア 小学校調査 国語又は算数：1 単位時間相当

イ 中学校調査 国語又は数学：1 単位時間相当

外国語：1.3 単位時間相当

(4) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、対象学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、

別室の設定、イヤホンの使用などの配慮を可能とする。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

IV. 本体調査 7. (6)と同様とする。

(6) 調査問題等の公表

文部科学省が公表する調査結果に掲載するものを除き、調査問題等は非公開とする。

(7) 調査マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、令和6年4月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

VI. 保護者に対する調査

1. 調査の目的

家庭状況と学力等の関係について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てる。

2. 調査の対象

経年変化分析調査の対象となる児童生徒の保護者。

3. 調査事項

児童生徒の家庭における状況、保護者の教育に関する考え方等に関する質問紙調査を実施する。

4. 調査実施方式

経年変化分析調査をPBTで実施する学校の保護者については冊子を用いた筆記方式で、CBTで実施する学校の保護者については、スマートフォン等によるオンライン方式での回答とする。

5. 調査実施日等

調査実施は、令和6年5月13日月曜日から6月28日金曜日までの期間とする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は、V. 経年変化分析調査6.と同様とする。

7. 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の公表

文部科学省は、全国的な状況に関し、調査の回答状況の分析結果等を公表する。文部科学

省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

(2) 調査結果の活用

調査結果の貸与については、Ⅴ. 経年変化分析調査 7. (2) と同様とする。

(3) 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱いは、Ⅳ. 本体調査 5. (5) イ (ア) と同様とする。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校及び保護者等からの問合せや調査資材の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 対象教育委員会及び対象学校における調査の実施に関する体制等

調査を実施するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 対象教育委員会においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の対象学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 対象学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 対象学校においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 対象教育委員会及び対象学校において、保護者の状況等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

(2) 個人情報の保護

Ⅳ. 本体調査 7. (2) と同様とする。

(3) 日本語が不自由な保護者に対する配慮

日本語が不自由な保護者については、必要に応じて、ルビ振り調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(4) 外国語による調査が必要な保護者に対する配慮

外国語による調査が必要な保護者については、当該保護者の必要とする言語に応じて、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語、韓国語による調査用紙の使用などの配慮を可能とする。

(5) 調査マニュアルの作成・配付

V. 経年変化分析調査9. (7)と同様とする。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年4月18日(木)

2. 時間割モデル

◆小学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (45分)	算数 (45分)

指定日	
	児童質問調査 (20分程度)

◆中学校

調査日当日	1時限目	2時限目
	国語 (50分)	数学 (50分)

指定日	
	生徒質問調査 (20分程度)

<補足>

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(金)から4月30日(火)まで可能である。

※児童生徒質問調査は、児童生徒が活用するICT端末等を用いて、日程を分散の上実施する(実施期間は4月10日(水)～4月30日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問調査(2問程度)も実施することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

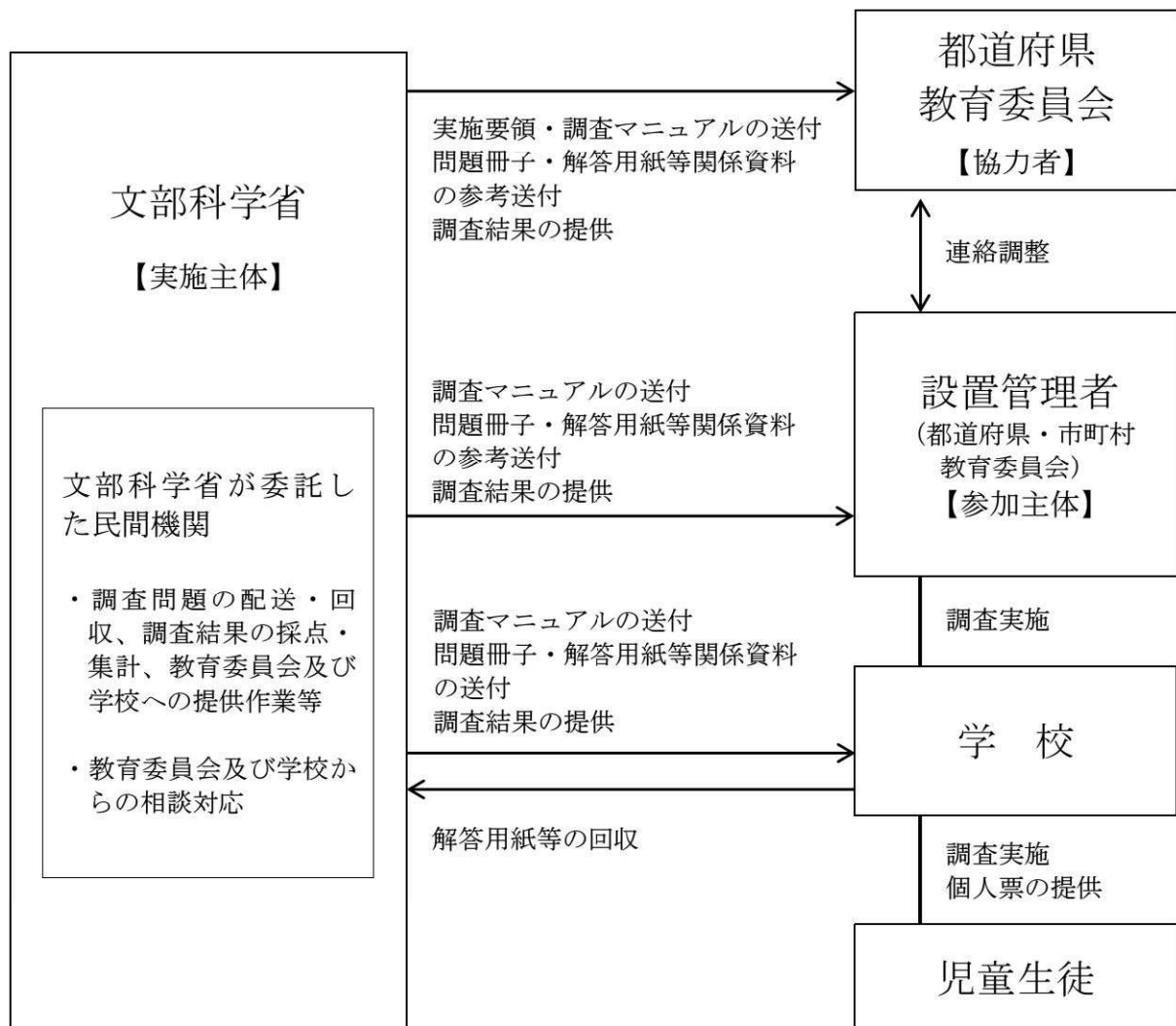
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R5年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知	実施要領の受領 ・周知
	調査参加の意向 照会・実施要領 の遵守確認	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	調査参加の意向 ・実施要領の遵 守を回答	
R6年 2月 下旬 ～3月 月上旬	調査マニュアル の作成・配布	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知	調査マニュアル の受領・周知
4月	調査に関する 資材等の配送			調査に関する資 材等の受領・保 管
調査の実施 (令和6年4月18日 (木))				
	調査に関する 資材等の回収			調査に関する 資材等の回収
	調査結果の提供	調査結果の受領	調査結果の受領	調査結果の受領
	調査報告書の 作成・提供	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領	調査報告書の 受領

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

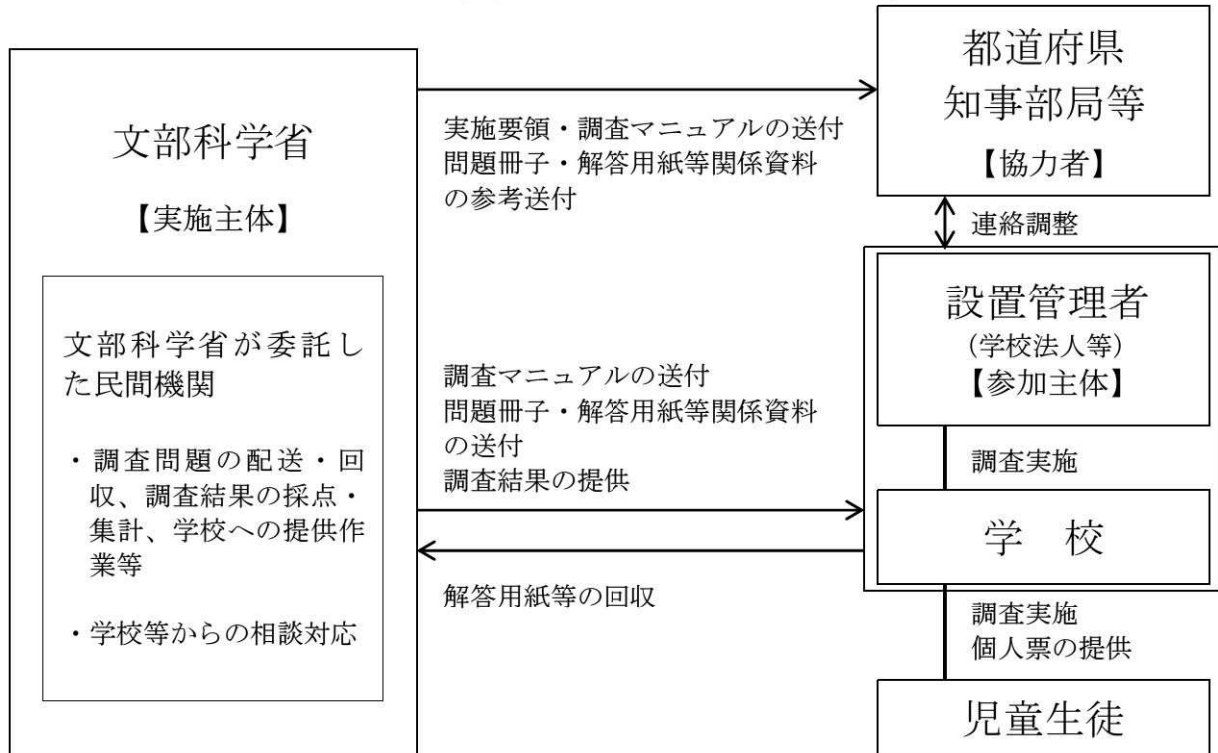
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



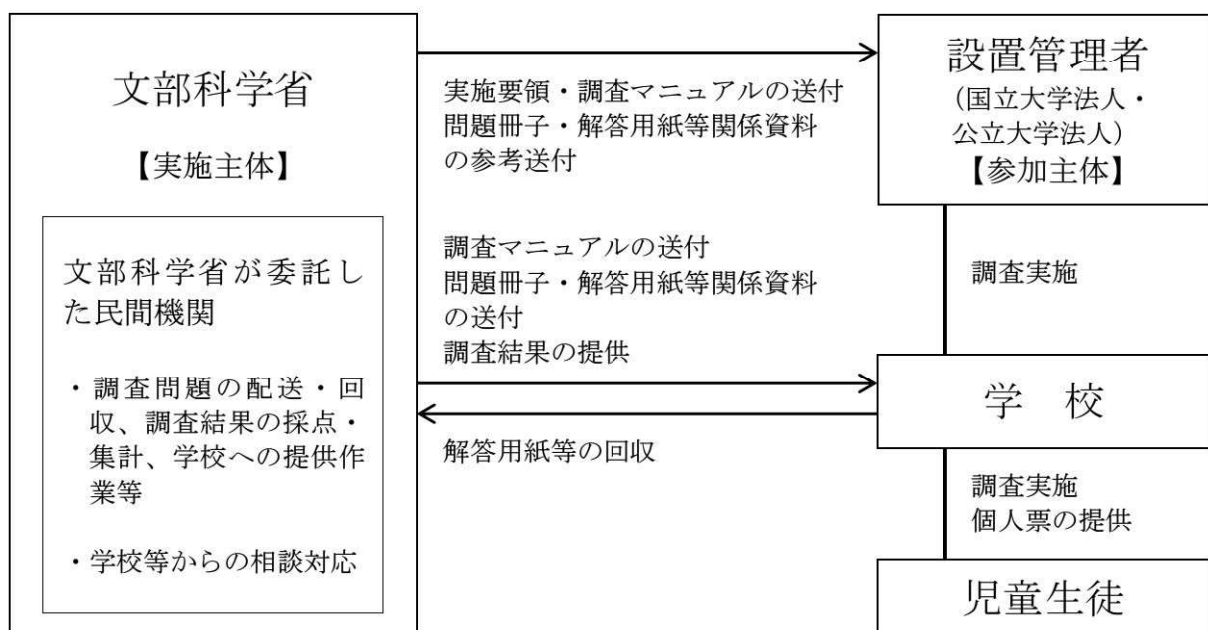
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分					
		5.(2)ア (ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況)	5.(2)ア (イ)都道府 県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア (ウ)都道 府県(指定 都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア (エ)指定 都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	5.(2)ア (オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況) ※1	
調査結果の内容	5.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	5.(1)ア (イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	5.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
	5.(1)イ(ア) ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況	○	○	○	○	○	
	5.(1)イ(イ) ・児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-	

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

経年変化分析調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間中、対象学校が実施可能な日

2. 時間割モデル

◆対象小学校(国語、算数)

実施可能な1時限 (40分)
国語又は算数 (40分)

◆対象中学校(国語、数学)

実施可能な1時限 (45分)
国語又は数学 (45分)

◆対象中学校(英語)

1時限目 (50分)	2時限目 (50分)	3時限目 (50分)	4時限目 (50分)
英語「聞くこと」「読むこと」「書くこと」 (45分)	英語「話すこと」(学校の状況に応じて、分散して実施)		

<補足>

※英語「話すこと」にかかる時間は、準備や移動を含み、標準的には15～20分程度。

※「話すこと」に関する問題については、生徒間で調査に伴う音声が聞こえにくい距離を保つこととし、1学級を数回に分けて実施することを基本とする。

経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施に関するスケジュール (予定)

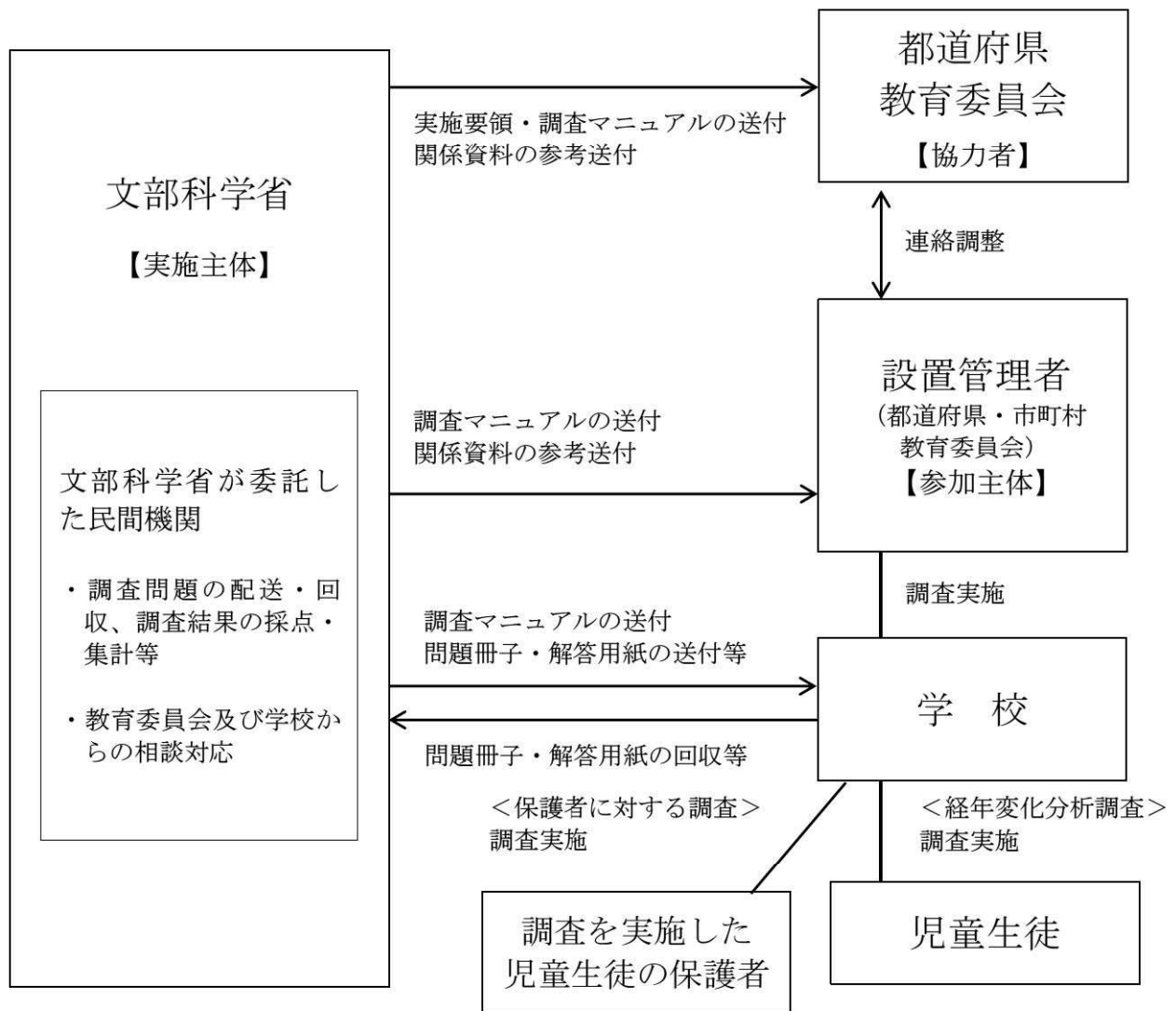
	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学校
R5年 12月	実施要領の通知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知	実施要領の受領・周知
	調査参加の意向照会・実施要領の遵守確認	参加の意向・実施要領の遵守を回答	参加の意向・実施要領の遵守を回答	
R6年 4月	調査マニュアルの作成・配付	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知	調査マニュアルの受領・周知
	調査に関する資材の配送等			調査に関する資材の受領・保管等
調査の実施 (経年変化分析調査) 令和6年5月13日(月)～6月28日(金)の期間で対象学校が実施可能な日 (保護者に対する調査) 上記期間に保護者に質問紙調査を配付・実施・回収				
	調査に関する資材の回収等			調査に関する資材の回収等
	調査報告書の作成・提供			

※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である政令指定都市教育委員会及び国立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」は、文部科学省から直接行う。

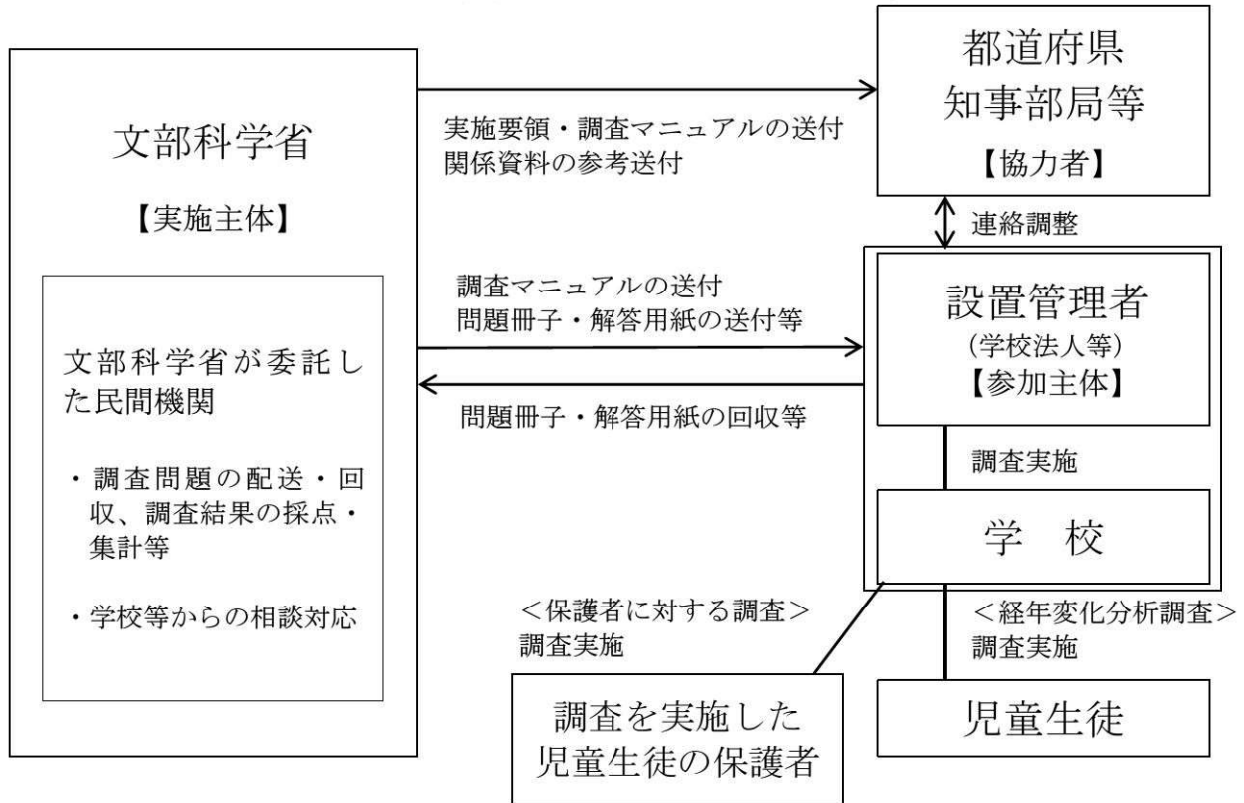
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図
【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



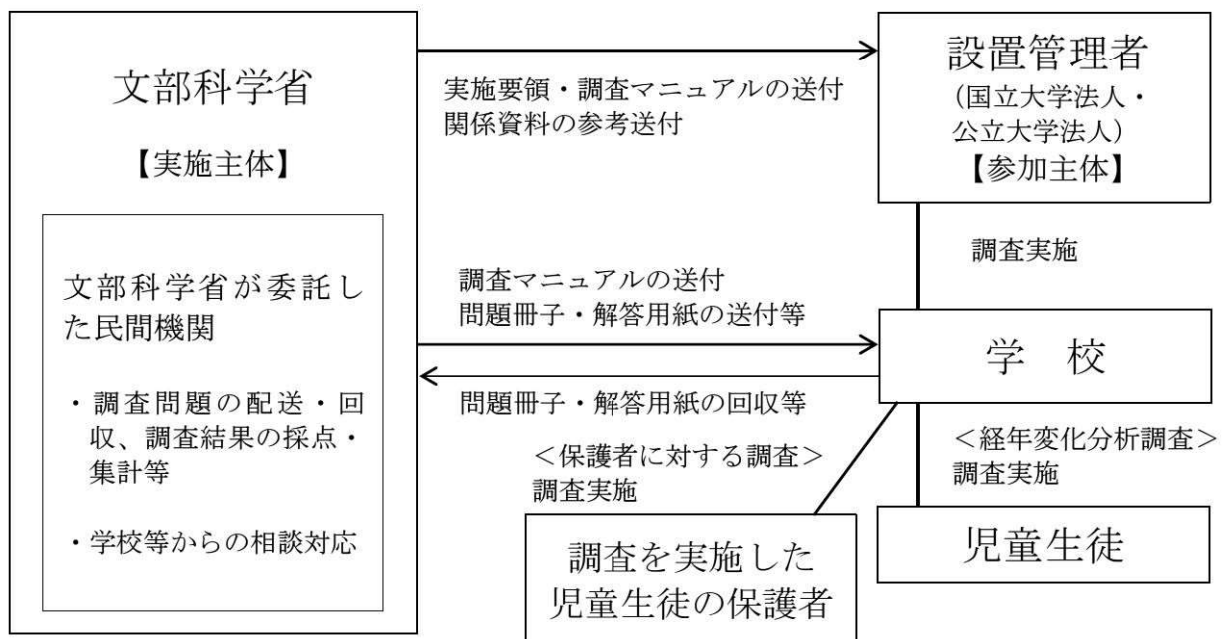
経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



経年変化分析調査及び保護者に対する調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和6年1月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出します。

令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて

1 一宮市の基本的な考え方

国の示している「令和6年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づいて取扱う。

2 一宮市における結果の公表

一宮市における公立小中学校の学校別の調査結果、市全体の調査結果の数値による公表をしない。

令和5年度

全国学力・学習状況調査について 一宮市全体の状況

◆ 調査実施日

令和5年4月18日（火）

◆ 調査実施者数

調査学年	参加学校数	参加人数
小学校6年生	42校	3,304人
中学校3年生	19校	3,278人

◆ 調査の内容

【教科に関する調査（国語、算数・数学、英語・英語〈話すこと〉）】

出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- （1）身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- （2）知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

調査問題では、上記（1）と（2）を一体的に問うこととする。

【生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査】

児童生徒に関する調査	学校に対する調査
・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査	・指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件整備の状況等に関する調査

◆ 教科に関する調査の結果

【小学校6年生の状況】

国 語	全国平均正答率と同程度の状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『書くこと』の内容において、「図表やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができること」に課題があります。 『読むこと』の内容において、「目的に応じて、文章と図表などを結び付けるなどして必要な情報を見付けることができること」に課題があります。
算 数	全国平均正答率と同程度の状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『図形』の領域において、「台形の意味や性質について理解していること」と「高さが等しい三角形について、底辺と面積の関係を基に面積の大小を判断し、その理由を言葉や数を用いて記述できること」に課題があります。

【中学校3年生の状況】

国 語	全国平均正答率と比べ、やや高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『話すこと・聞くこと』の内容において、「聞き取ったことを基に、目的に沿って自分の考えをまとめることができること」に課題があります。 『読むこと』の内容において、「文章の中心的部分と付加的部分について叙述を基に捉え、要旨を把握することができること」に課題があります。
数 学	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『数と計算』、『関数』の領域において、全国平均正答率を大きく上回っています。 『データの活用』の領域において、「累積度数の意味を理解していること」に課題があります。
英 語	全国平均正答率と比べ、高い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『知識・技能』の観点において、全国平均正答率を大きく上回っています。 『書くこと』の内容において、「日常的な話題について、事実や自分の考えなどを整理し、まとまりのある文章を書くこと」に課題があります。
英語(話すこと)	全国平均正答率と比べ、やや低い状況です。
	<ul style="list-style-type: none"> 『話すこと[やり取り]』の内容において、「疑問文の特徴を理解するとともに、その知識をやり取りの場面において活用できる技能を身に付けている」に課題があります。

◆ 生活習慣や学習環境に関する質問紙調査（児童生徒に対する調査）の結果

【小学校6年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul style="list-style-type: none"> ・読書は好きですか。 ・今住んでいる地域の行事に参加していますか。 ・人が困っているときは、進んで助けていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。 ・先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

【中学校3年生の状況】

肯定的な回答が全国値に比較して多い項目	肯定的な回答が全国値に比較して少ない項目
<ul style="list-style-type: none"> ・新聞を読んでいますか。 ・読書は好きですか。 ・人が困っているときは、進んで助けていますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていますか。 ・先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか。

◆ 調査結果を受けての取り組み

教育委員会の取り組み	学校の取り組み例
<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に、全国学力・学習状況調査の結果を分析させ、自校の強みと弱みを把握させる。強みは生かし、弱みを克服するための対策を練らせる。 ・「報告書」「授業アイデア例」などを活用した授業改善の方法について研修する。 ・教師の指導力向上を図る専門委員会で、授業改善を目指した研修会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題解決に向けた研修の実施 ・基礎基本の定着、読むことを意識した授業づくり、読み取った（聞き取った）ことを基に、自分の考えをもたせる場の設定、自分の考えを生かし、深めるための言語活動の充実などの学習活動の工夫 ・授業の振り返りの充実 ・授業前後の小テストや校内漢字・計算コンクールの実施 など

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和6年1月29日

一宮市教育委員会
教育長 高橋 信哉

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
相当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
52	Bright Kids やすえ ゆうと 代表 安江 祐斗	子ども個性分析× 子育てマネープラ ン術	子どもの個性を知るための 講座及び子育てに関する お金の講座	令和6年4月5日(金)～ 10月25日(金)	アイプラザ一 宮	無料	(7)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
58	パパママキャンパス 代表 かとう フユキ 加藤 伸之	キッズマネースクール おみせやさん ごっこ～はたらくつてなーに?～	・お金の歴史や外国のお金について理解を広める ・お店屋さんごっこを通じて働くことの大切さや喜びを感じさせる	令和6年3月23日、4月20日 10:00～15:30	アイプラザ一宮	なし	(7)